

第1号議案 豊田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由												
<p>1 申請者 住 所 豊田市鴻ノ巣町三丁目 33 番地 氏 名 トヨキン株式会社 代表取締役 鈴木 和弘</p> <p>2 名 称 トヨキン株式会社 堤工場</p> <p>3 位 置 豊田市高岡町新宮 58-1 他 20 筆</p> <p>4 敷地面積 14,962.90 m²</p> <p>5 参 考 (1) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="212 1037 938 1364"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構造階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却炉 附属建物 増築棟</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>628.32 m²</td> <td>673.00 m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>628.32 m²</td> <td>673.00 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 処理能力 汚泥、廃油、廃プラスチック類その他の産業廃棄物の焼却 34.0t/日</p>	建 物	構造階数	建築面積	延べ面積	焼却炉 附属建物 増築棟	鉄骨造 2階建	628.32 m ²	673.00 m ²	合 計		628.32 m ²	673.00 m ²	<p>今回の申請地において、申請者は平成4年12月から中間処理業を開始した。また、平成13年1月には、処理量を増やすため同じ区域における敷地の拡大と合わせて、産業廃棄物処分業の許可を受け、現在、業務を行っている。</p> <p>このたび、事業を拡大するため、新規に焼却施設を設置することにしたところ、廃プラスチック類の処理能力が1日あたり100kg、廃プラスチック類を除く産業廃棄物の処理能力が1時間あたり200kgを超えることから、建築基準法第51条ただし書に基づく許可が必要となったものである。</p>
建 物	構造階数	建築面積	延べ面積										
焼却炉 附属建物 増築棟	鉄骨造 2階建	628.32 m ²	673.00 m ²										
合 計		628.32 m ²	673.00 m ²										